



来年5月から 始まります！ 裁判員制度

平成21年5月21日から「裁判員制度」がスタートします。
裁判員制度とは、国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

本号では、制度の概要や裁判員の選ばれ方などについてご紹介します。

【問合せ】選挙管理委員会（庶務課内） ☎(83)1221



裁判員が選任されるまで

▼前年の秋頃

裁判員候補者名簿が作られます

町の選挙管理委員会が無作為に選んで作成した名簿（松田町では24名を選定）に基づき、各地方裁判所において、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。



▼前年12月頃まで

調査票とともに候補者に通知されます

裁判員候補者名簿に記載されたことが通知されます。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票も送付されます。調査票の返送により、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。



事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。通常、1事件あたり50人から100人程度が選ばれます。



▼原則、裁判の6週間前まで

質問票と選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送られます

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票が同封された選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送られます。また、質問票の返送により辞退が認められる場合は、裁判所へ行く必要はありません。



▼裁判の当日

選任手続期日

裁判員候補者は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。



6人の裁判員が選任されます

最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます（必要な場合は補充裁判員も選任されます）。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。



裁判員制度設立の背景

これまで裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家を中心と成り行われてきました。しかし、専門性の高さから判決等が理解しづらく、一部の事件で、審理の長期化が起きたりしました。そこで、司法制度の改革により、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断することにより、国民が理解しやすい裁判を目指すため裁判員制度が設立されました。



どんな制度なの？

この制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が裁判官とともに裁判を行う制度で、日常感覚や常識といったものを裁



判に反映することなどが期待されています。

制度が適用される事件は、地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、殺人罪、傷害致死罪、強盗、一定の重大犯罪を対象としています。

このような刑事裁判は、従来3名の裁判官で

行われていたが、制度が導入されると原則として裁判員6名、裁判官3名の合議体で行われることとなります。



裁判員は何をするの？

裁判員に選ばれたら、次のような流れで仕事をすることになります。

① 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判といいますが）に立ち会い、判決まで関与することになります。公判は、連続して開かれ、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

② 評議・評決

証拠を全て調べたら、今度は、事実を

認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議、決定する（評決））こととなります。評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要。有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決宣告・裁判員の任務終了

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。



裁判員になることを辞退できますか？

裁判員制度は、広く皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。ただし、法律などで次の事項に該当すると裁判所で認められれば、辞退することができます。

- 70歳以上の人 ● 地方公共団体の議会の議員（会期中） ● 学生、生徒
- 5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人など ● 一定のやむを得ない理由がある人 等

- *やむを得ない理由の例
- 重い病気又はケガ ○ 親族・同居人の介護・養育 ○ 事業上、著しい損害が生じるおそれがある ○ 父母の葬式への出席など ○ 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない ○ 住所等が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難 等

■ 本記事は、最高裁判所のホームページの記載内容を参考に構成しています。
■ 詳しい内容をお知りになりたい方は、左記のアドレスまで。
<http://www.sabbanin.courts.go.jp/>